市からのお知らせ

問＝問い合わせ　HP＝ホームページ
申＝申し込み　月＝月曜日

●東柏ケ谷連絡所 2月10日臨時休業

東柏ケ谷連絡所は、2月10日㈬、相鉄ローゼンさがみ野店の休業に伴い、臨時休業します。

問　市民課(☎235・4869)。

●合併処理浄化槽の設置に補助金を交付

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁および生活環境の悪化を防止するため、市街化調整区域のうち、相当期間下水道整備が見込まれない区域内に家庭用の合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する方に、費用の一部を補助します(限度額は**左上表**参照)。

▽対象　次の①～④のすべての事項を満たし、設置工事着手前に申請した方

①専用住宅に5～10人槽までの合併処理浄化槽を設置する方(建物の一部を住宅以外の建築用途に使用する建物に設置する方を除く)

②浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出書の受理書の交付または建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けた方

③建物の建築が、販売目的以外の方

④申請した年度内に設置工事が完了し、浄化槽の維持管理を適正にできる方。

※家屋の新築等に伴う新規設置については、浄化槽法により、合併処理浄化槽の設置が義務化されているため、平成21年度から補助額が見直されます。詳しくはお問い合わせください。

問　環境保全課(☎235・4912)。

●合併処理浄化槽補助限度額

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助限度額	33万2000円	41万4000円	54万8000円

●国民年金「免除・納付猶予・学生納付特例」と「未納」の違い

		老齢基礎年金を請求するときには	老齢基礎年金額の計算では	障害・遺族の年金を請求するときには	後から保険料を納めることは※2
全額免除		受給資格期間として計算されます	(全額納付額の)6分の2の額が算入されます	受給資格期間として計算されます	10年以内なら可能
一部免除(一部納付)※1	4分の3免除(4分の1を納付)		(全額納付額の)6分の3の額が算入されます		免除を受けた額について10年以内なら可能
	半額免除(半額を納付)		(全額納付額の)6分の4の額が算入されます		
	4分の1免除(4分の3を納付)		(全額納付額の)6分の5の額が算入されます		
納付猶予(30歳未満の人に限る)			年金額の計算にはこの期間は反映されません		10年以内なら可能
学生納付特例					
未納		受給資格期間に入りません	算入されません	受給資格期間に入りません	2年を過ぎるとできません

※1 一部免除の場合は、免除の承認を受けてから2年以内に一部納付額を納めてください。納めない場合、未納扱いとなります
※2 追納する保険料額は、保険料の免除や猶予された当時の保険料額に、経過期間に応じて決められた額が加算されます

●20歳になったら国民年金

国民年金は国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。

年金は老後のためだけではなく、加入中に万が一のことが起きてしまったときに、障害基礎年金や遺族基礎年金として私たちを経済的に支えてくれる制度です。また、20歳前の事故や病気で障害が残ってしまった方は、20歳から障害基礎年金が受けられる場合があります。

20歳の誕生月に、社会保険庁から資格取得届書・年金手帳・国民年金保険料納付案内書が届きますので、これらを持参して市の窓口で手続きをしてください(会社員や公務員の方は、厚生年金や共済組合に加入しているため、手続きは必要ありません)。

年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社に就職するときなど一生涯使いますので、大切に保管してください。

※学生の方や継続的に保険料の納付が困難な方は、学生納付特例や免除等の制度があります(**上表**参照)。詳しくはお問い合わせください。

問　厚木社会保険事務所(☎223・7171)、市保険年金課(☎235・4596)。

●中小企業退職金共済制度で事業者に奨励補助金を交付

市では、中小企業で働く従業員の福祉の向上と雇用の安定および中小企業の振興のため、国の退職金共済制度に加入している事業者の方に対して、奨励補助金を交付します。

▽対象　独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部、または特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した中小企業者の方で、次の①②の条件を満たしている方

①市内で事業を営んでいる方

②市税を完納している方

▽補助金額　従業員1人につき共済掛金月額の10%以内の額。ただし1人当たり年額7200円を限度

▽申請方法　申請書に必要事項を記入の上、退職金共済手帳(緑色)、月掛掛金の支払いが確認できるもの(預金通帳・振り込みはがきなどの写しを添えて、2月10日㈫までに商工課へ提出してください。

※申請書は同課にあります(市ホームページからダウンロードも可)。

問　同課(☎235・4843)。

募集

●介護保険運営協議会委員

市では、市民の方と介護保険被保険者の方の意見を広く取り上げるため、海老名市介護保険運営協議会の委員を、次のとおり募集します。

▽応募資格　今年4月1日現在市内在住の40歳以上で、介護保険に関心のある方(公務員など公職にある方を除く)　▽募集人数　4人以内　▽任期　4月1日～平成24年3月31日(3年間)　▽選考　選考委員会が審査の上決定。結果は応募者全員に通知します。

※協議会は年に数回、原則として平日に開催。出席した方には規定の報酬を支払います。

申　問　所定の応募用紙(高齢介護課で配布。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入して、直接または郵送で高齢介護課(☎235・4952)へ。2月3日㈫必着。

●特別支援教育介助員

市では、特別支援教育介助員を募集します。主な勤務内容は、市立小・中学校に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する、①学校生活全般への介助　②身辺処理の介助　③移動等安全確保です。

▽資格　18歳以上の方　▽募集人数　若干名　▽勤務時間　8時30分～授業終了　▽勤務期間　各学期単位　▽時給　830円　▽勤務場所　市立小・中学校。

申　問　1月15日㈭～2月6日㈮(消印有効)に履歴書を直接または郵送で、青少年相談センター(☎234・8764)へ。追って面接日を連絡します。

●教育支援ボランティア

市では、教育支援ボランティアを募集します。小・中学校に在籍する児童生徒が学校生活を送る中での支援を目的に活動していただきます。

▽支援内容　①身辺処理・移動等への介助　②学校行事への援助　③教科学習への支援など。

※報酬は原則としてありません(ボランティア保険には、市で加入します)。

申　事前に電話連絡の上、青少年相談センターで登録手続きをしてください。

問　同センター(☎234・8764)。

●臨時・非常勤保育士募集

市立保育園5園(柏ケ谷・門沢橋・下今泉・中新田・勝瀬)では、臨時・非常勤保育士を募集しています。

▽募集人数　若干名　▽資格　保育士資格をお持ちで、保育士証の交付を受けている方(年齢不問)。

問　勤務時間等詳しくは、児童福祉課(☎235・4824)へ。

講座・催し

●寸劇等で学ぶデートDV「束縛は愛にあらず　中高生ご用心!恋の顔した暴力」

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、夫婦間など大人同士の問題と思われがちですが、最近では若い未婚のカップルに起きる「デートDV」が、中学・高校生の年代に広がっています。

恋人同士の場合、暴力を愛情と勘違いして事態が深刻化することもある「デートDV」の問題を、高校生の寸劇と専門家の講演で理解し、恋愛や優しさの意味について考えます。

▽日時　2月14日㈯10時30分～12時30分(10時開場)　▽会場　文化会館120サロン　▽内容　【第1部】寸劇「恋の奴隷～優しさって何?」(出演＝県立大和高等学校演劇部)　【第2部】講演「恋する前に～ティーンのDV防止指南」(講師＝アウェア代表・山口のり子氏)　▽対象・定員　どなたでも参加可・先着60人　▽参加費　無料。

●ファミリー・サポート・センター援助会員講習会

市ファミリー・サポート・センターでは、同センターの援助会員として地域の子育て支援を行いたい方を対象に、次のとおり講習会を開催します。

同センターは、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方がそれぞれ利用会員・援助会員となり、育児を助け合う有償ボランティアの組織です。援助会員になるためには、講習会の受講が必要です。

▽日時　①2月16日㈪10時～15時30分②2月18日㈬9時20分～16時　▽会場　総合福祉会館　▽対象　市内在住20歳以上で、①②とも参加できる方　▽費用　無料。

※保育あり。希望の方は事前にご連絡ください。

申　問　2月9日㈪までに電話または直接、社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター事務局(総合福祉会館内、☎235・0220)へ。

〈7面上に続く〉

ご寄付ありがとう

敬称略

◇社会福祉事業へ
▽3000円＝Ｅｎａ☆舞ｔｙ！代表・鈴木勇
◇環境基金へ
▽海老名市食肉商組合組合長・樋口清

※保育あり(2歳～未就学児。事前申込制)。

申　問　直接または電話・市ホームページから、広聴相談課(☎235・4568)へ。

問(＝問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です